

鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針

平成28年3月29日策定

平成30年4月5日改定

令和3年4月1日改定

令和4年4月1日改定

令和5年7月28日改定

令和7年9月2日改定

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP／PFI手法を本県においても取り入れていく必要がある。

本県では、平成17年度から公の施設の管理手法として指定管理者制度を導入するなど、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、県民サービスの質の向上を図っているところであるが、今後、PFI手法も含めた民間活力をさらに取り入れた事業手法の積極的な検討と適切な活用を図るため、公共施設等の整備及び運営にあたり、従来型手法（県の直営実施）に優先してPPP／PFI手法を検討することとし、本方針に基づき、全庁的な取組を進めることとする。

1 検討対象事業

県で実施する以下の公共施設・設備整備事業（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。以下「公共施設整備事業」という。）については、PPP／PFIの活用を検討することとする。

①事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修）

②単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等）

なお、上記基準に関わらず、以下の事業については、検討の対象から除くことができるものとする。

①災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

②民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる道路、河川等の土木インフラ整備事業等（有料道路等を除く）

また、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP／PFI手法の活用について積極的に検討を行うものとする。

2 検討方法

PPP／PFI手法の活用検討に当たっては、以下の流れで実施する。

（1）事業担当部局から総務部への協議

対象事業になりうる事業については、整備の検討を行う場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に総務部（行政体制整備局行財政改革推進課）へ確認し、

該当する場合は協議を進めることとする。

なお、PPP／PFI手法の活用にあたっては、実施検討から事業実施まで複数年を要することが一般的であるため、導入スケジュールを考慮して初動段階から協議を開始することとし、整備直前の協議は厳に避けること。

（２）適切な手法の選択

検討対象事業について、次の（３）第一次検討 又は（４）第二次検討 に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、最も適切なPPP／PFI手法を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

なお、当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、指定管理者制度等の活用が適切と認められる場合においては、第一次検討及び第二次検討を経ることなく、当該手法の活用を決定することができるものとする。

（３）第一次検討の実施

検討対象事業について、総務部が定量評価及び定性評価を行い、PPP／PFI手法の活用について検討を実施する。

ア 定量評価（費用総額の比較による評価）

直営で公共施設等の整備を行う従来型手法による場合と、PPP／PFIを活用した場合との間で、次に掲げる費用等の総額を比較し、採用手法の活用の適否を評価するものとする。

- a 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- b 公共施設等の運営等の費用
- c 民間事業者の適正な利益及び配当
- d 調査に要する費用
- e 資金調達に要する費用
- f 利用料金収入

なお、第一次検討は、できるだけ簡便な方法で実施することが望ましいため、過去の整備事例や類似施設の経費を参考に費用を算出することとする。

また、この比較にあたっては、PPP／PFI手法の活用について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定にあたってその内容を踏まえるものとする。

イ 定性評価

主に以下の視点で、PPP／PFI手法活用の適性を評価する。

- a 住民サービスの向上
- b 管理運営の効率化
- c 新たな発想の活用

- d 施設の目的・機能
- e 県の関与の必要性
- f 個別の法律による制約

(4) 第二次検討の実施

第一次検討において、PPP／PFI手法の活用が適しないと判断された事業以外の事業を対象として、第二次検討を行い、改めてPPP／PFIの活用の適否を評価するものとする。

第二次検討においては、所管部局と連携を図りながら、総務部がコンサルティング事業者を導入可能性調査（基本計画策定等を一体で行う場合はそれを含む）を委託し、その調査分析結果を参考に採用手法の活用の適否を評価するものとする。

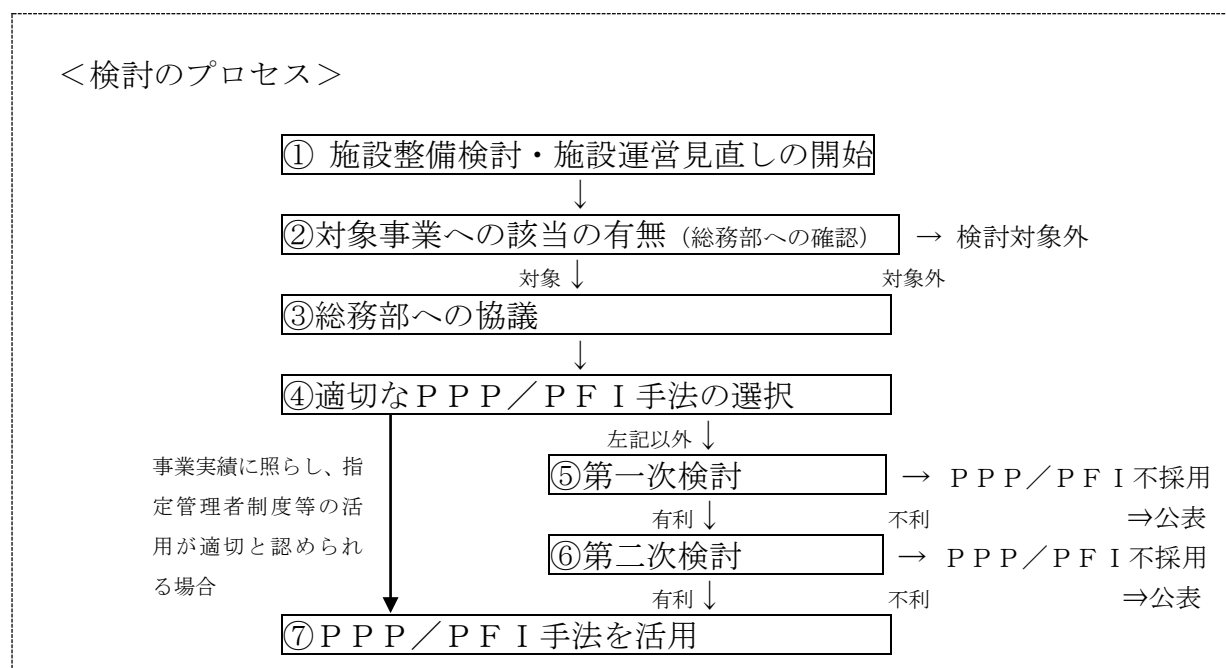
3 検討体制

政策統轄監を座長とし、各部局長等で構成する「県有施設・資産有効活用戦略会議」を設置し、検討を実施する。

4 検討結果の公表

第一次検討又は第二次検討でPPP／PFI手法の活用に適しないと評価した場合は、活用しないこととした旨及び評価内容をインターネット上で公開するものとする。

また、PFI手法を活用することとした場合、速やかに実施方針の策定及び公表を行うものとする。



参考 PFI 事業全体の流れ

※太枠部分が「本方針」で定める手続である。

プロセス		手続	標準的な 所要期間	年度
特定事業の選定 (PFI事業実施 決定)	①事業の発案（活用 の検討）	○事業の発案 ○第一次検討（総務部による定量的・定性的な検討） ○導入可能性調査経費の予算措置	6ヶ月 ～1年	1
		○導入可能性調査（総務部が実施） ○第二次検討（コンサルティング事業者による導入可能性調査分析結果を参考とした評価） ○アドバイザー業務委託経費の予算措置	6ヶ月 ～1年	2
	②実施方針の策定 及び公表	○アドバイザー業務委託 ○実施方針及び要求水準書案等の策定	6ヶ月～1年	3
		○実施方針の公表 ○実施方針説明会の開催	1～2ヶ月	
	③特定事業の 評価・選定、公表	○債務負担行為の設定 ※議会議決 ○特定事業の評価・選定 ○選定結果等の公表	2～3ヶ月	
	事業者の募集及び 選定等	④事業者の募集、評価・選定、公表	○入札公告（公募開始） ○説明会の開催 ○事業者選定	4～6ヶ月
⑤事業契約等の 締結等		○基本協定の締結 ○仮契約の締結 ○事業契約等の締結 ※議会議決 ○事業契約等の公表	2～3ヶ月	
PFI事業の実施	⑥事業の実施（設計・建設・運営）、 監視等	○事業の実施、監視 ○監視結果の公表 ○サービス対価の支払	10～20年	
	⑦事業の終了	○業務引継 ○契約で定めた土地等の明渡し等		